	パワー半導体（炭化けい素・窒化ガリウム）	産業競争力基盤強化商品省令第１号ロ（１）に規定する半導体のうち、当該半導体を構成するウエハーが主として炭化けい素又は窒化ガリウムで構成されるもの。
	イメージセンサー	産業競争力基盤強化商品省令第１号ロ（２）に規定する半導体。
	その他アナログ半導体	産業競争力基盤強化商品省令第１号ロ（３）に規定する半導体。
自動車	電気自動車	産業競争力基盤強化商品省令第２号イに規定する電気自動車のうち道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第３条に規定する軽自動車を除いたもの。
	電気軽自動車	産業競争力基盤強化商品省令第２号イに規定する電気自動車のうち道路運送車両法第３条に規定する軽自動車に該当するもの。
	充電機能付電力併用自動車	産業競争力基盤強化商品省令第２号ロに規定する充電機能付電力併用自動車。

②　計画の対象となる事業（日本標準産業分類の事業分類を併せて記載する。）を明記するとともにその選定理由を記載する。

③　事業適応の具体的内容を要約的に記載する。この際、上記①で記載した事業適応の類型（複数記載した場合はその全て）に応じ、次の事項を説明する。

（イ）情報技術事業適応にあっては、実施指針第２項第１号ハに規定する「情報技術の進展による事業環境の変化に対応して行うもの」への該当性。

（ロ）エネルギー利用環境負荷低減事業適応にあっては、１．（２）に記載する目標の達成に向けた具体的な取組の内容。産業競争力基盤強化商品の生産及び販売に係る事業適応計画にあっては、産業競争力基盤強化商品省令において定める産業競争力基盤強化商品の要件が満たされることが明確となるよう、生産及び販売する商品の詳細を記載する。

（２）事業適応を行う場所の住所を記載する。

（３）上記（１）①で記載した事業適応の類型（複数記載した場合はその全て）に応じ、別表２により、事業適応に伴う設備投資等の内容について記載する。

（４）事業適応の実施時期について記載する。

①　事業適応の開始時期及び終了時期を年月をもって記載する。

②　別表３により、毎事業年度の実施予定を記載する。

（５）事業適応の実施に必要な資金の額及びその調達方法を記載する。ただし、資金の貸付けの求めに係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画にあっては任意記載事項とする。

①　必要な資金の額及び調達方法の概要を記載する。

②　必要な資金の額及び調達方法は、別表４により記載する。

３．事業適応に係る経営の方針の決議又は決定の過程

原則、第11条の２第２項第５号に掲げる書類を添付することで足りるものとする。